

## 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 行動計画

全ての職員がその能力を発揮できるように、また生きがいの持てる職場環境としての整備を行うために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの3年間。

### 2. 内 容

目標 1 ; 育児・介護休業法についての社内規程を随時整備し、周知の徹底を図る。

〈対策〉 規程の見直し、職場内回覧や研修による職員への周知徹底を図る。  
また、休業に入る前には所属長との面談を行い、休業をすることへの不安の軽減を図る。

目標 2 ; 職員のワークライフバランスのため、時間外勤務の削減に努める。

〈対策〉 所属長会議にて、各職場の時間外勤務の削減を可能とする業務改善を徹底する。

目標 3 ; 心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の取得促進を図る。

〈対策〉 年次有給休暇取得状況を調査し、結果をもとに年間5日間の計画的な取得を促す。